

平成 28 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ソリトンシステ  
代表者名 代表取締役社長 鎌田 信夫  
(JASDAQコード: 3040)  
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 田 嶋 哲 人  
( TEL. 03-5360-3801)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 18 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 25 日開催の第 38 回定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変 更 案
(監査役任期) 第 36 条 監査役任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 補欠として選任された監査役任期は退任した監査役任期の満了する時までとする。</u>	(監査役任期) 第 36 条 監査役任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  (削除)
(新設)	(補欠監査役) 第 44 条 法令または定款に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 <u>2 補欠監査役選任決議は、定款第 34 条第 2 項の規定を準用する。</u> <u>3 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>4 補欠監査役選任の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(会計監査人の設置) 第 44 条 (条文省略)	(会計監査人の設置) 第 45 条 (現行通り) 以下、条文繰下げ

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 25 日  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 25 日

以上